

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の
制定について

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則（平成 15 年川崎市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（支給の申請）

第 4 条 援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 委員会は、前項の規定による認定をしたときは、児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）にその旨を通知するものとする。

第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

就学援助費の支給の申請を教育委員会にすることとし、及び支給対象者について校長に通知することとするため、この規則を制定するものである。

川崎市就学奨励規則 新旧対照表

改正後	改正前
<u>(支給の申請)</u> 第4条 援助費の支給を受けようとする者は、<u>就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。</u> (削る) <u>(支給対象者の認定)</u> 第5条 委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請者の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について申請書を提出した者に通知しなければならない。 2 委員会は、前項の規定による認定をしたときは、<u>児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）にその旨を通知するものとする。</u> <u>(援助費の支給方法)</u> 第6条 委員会は、<u>前条第1項</u>の規定による認定を受けた支給対象者に対し、援助費を支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、<u>前条第1項</u>の規定による認定を受けた支給対象者（小学校就学予定者の保護者を除く。）に対する援助費の支給について、校長を通じて行うことができる。 3 前項の規定により校長を通じて支給する場合は、当該校長は、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。この場合において、当該校長は、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>前条第1項</u>の規定による認定を受けた支給対象者に対する援助費（学校給食に係るものに限る。）の支給は、委員会が当該支給対象者に代わって当該援助費を納付することにより行うものとする。	<u>(支給の申請)</u> 第4条 援助費の支給を受けようとする者（<u>小学校就学予定者の保護者を除く。</u>）は、<u>就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）を經由して委員会に提出しなければならない。</u> 2 <u>援助費の支給を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、申請書を委員会に提出しなければならない。</u> <u>(支給対象者の認定)</u> 第5条 委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請者の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について申請書を提出した者に通知しなければならない。 (新設) <u>(援助費の支給方法)</u> 第6条 委員会は、<u>前条</u>の規定による認定を受けた支給対象者に対し、援助費を支給するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、<u>前条</u>の規定による認定を受けた支給対象者（小学校就学予定者の保護者を除く。）に対する援助費の支給について、校長を通じて行うことができる。 3 前項の規定により校長を通じて支給する場合は、当該校長は、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。この場合において、当該校長は、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>前条</u>の規定による認定を受けた支給対象者に対する援助費（学校給食に係るものに限る。）の支給は、委員会が当該支給対象者に代わって当該援助費を納付することにより行うものとする。